

通知預金規定（取引証式）

1. （預入れの最低金額）

この預金の預入額は1口50,000円以上とします。預入れのときは必ず取引証を持参してください。なお、紛失等により取引証がない場合には、当行所定の手続を取ってください。

2. （預金の支払時期等）

（1）この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

（2）この預金の解約にあたっては、「反社会的勢力の排除に関する規定」により解約する場合を除き、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. （証券類の受入れ等）

（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、当該受入れを取消したうえ、取扱店で返却します。

（3）個人のお客さまのこの預金への預入れについては、前記（1）および（2）の定めにかかわらず、次の通り取扱います。

①日本国内に居住する方に限らせていただきます。

②当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入れはできません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合を除きます。

4. （利息）

（1）この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行ホームページへの掲載、店頭表示またはその他相当の方法で公表する毎日の通知預金の利率（以下「店頭表示利率」という。）によって計算します。なお、店頭表示利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、適用する利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（2）この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金の付利単位は10,000円とします。

5. （預金の解約）

（1）この預金を解約するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して取引証とともに提出してください。紛失等により取引証がない場合には、当行所定の手続を取ってください。ただし、個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

（2）解約は預金一口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

6. （届出事項の変更等）

（1）取引証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

（2）前記（1）の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

（3）取引証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (4) 取引証は再発行いたしません。
- (5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。
- ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。
- ④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- ⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 個人のお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および取引証は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、据置期間経過前、または解約する日の2日前までに解約する旨の通知がなかった場合においても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、取引証がある場合には取引証に、紛失等により取引証がない場合には当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、前記

4. (1)に定める利率により計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

12. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2024年10月1日